



Bonne jour-née
SINCE
1852

被害にあわれた方へ

本当に大変な思いをしましたね。

犯罪に巻き込まれたことで、大変つらく、悲しい思いをされていることと思います。

勇気を出して、警察にご相談いただきありがとうございます。

一人で不安な思いをしていませんか。

誰かそばにいてくれますか。

今は何も考えられない状態かもしれませんね。

私たちがまずお伝えしたいこと、それは・・・

あなたは決して一人ではない

ということです。



私たち警察では、つらい思いをされている被害者の方の心や現実の問題を、少しでも軽くするためにお手伝いさせていただきます。

この手引きは、第一部と第二部に分かれています。

第一部では、

- 被害後に起こる心や体の変化について
- 回復のために自分でできることについて
- 心配ごとや疑問に答える「性犯罪Q & A」

第二部では、具体的に、

- 事件の捜査等の手続きはどのように進むのか。
- 警察の被害者支援制度にはどのようなものがあるのか。
- その他利用できる救済制度について

を分かりやすくお知らせしています。

まずは、第一部をご覧ください。

そして、少し気持ちが落ち着いてきたと感じる頃になったら、第二部をご覧ください。

この冊子が、被害にあわれた方のお心を少しでも軽くする助けになれば幸いです。

* 犯罪により被害にあわれた方をこのパンフレットでは、「被害にあわれた方」と記載します。

福井県警察

目次

第一部

I 被害後に起こるこころや体の変化について	2
1 被害者直後から1ヶ月位まで～ショックと混乱の時期	2
2 被害後から数ヶ月～数年単位の時期（長期的）	3
3 身体の不調	3
4 ものの見方が変わる	3
5 回復に向けて	4
6 回復のために、今自分でできること	4
II 被害にあわれた方のご家族、ご友人の方へ	4
III Q & A	5

第二部

I 刑事手続のあらましと被害にあわれた方へのお願い	8
1 刑事手続のあらまし	8
(1) 「捜査」について	9
(2) 「起訴」について	10
(3) 「公判」について	11
2 少年犯罪によって被害にあわれた方	12
少年事件手続の流れ	12
3 被害にあわれた方へのお願い	13
(1) 「事情聴取」についてのお願い	13
(2) 「病院での受診」のお願い	13
(3) 「証拠採取」、「証拠品提出」についてのお願い	14
(4) 「実況見分（検証）の立会い」についてのお願い	14
(5) 「裁判での証言」についてのお願い	15
II 警察の行っている被害者支援	16
1 被害にあわれた方の負担の軽減について	16
2 被害者連絡制度について	16
3 地域警察官による訪問・連絡活動について	17
4 被害にあわれた方の安全の確保について	17
5 カウンセリング制度	17
6 犯罪被害給付制度について	18
7 福井県犯罪被害者等生活支援金について	19
III 他の援助、救済制度について	20
1 検察庁の被害者支援	20
(1) 被害者支援員制度	20
(2) 被害者等通知制度	20
2 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知	21
3 検察審査会への審査申立て	21
4 裁判で利用できる制度	21
5 福祉、所得税法上の取扱いについて	24
(1) 福祉制度	24
(2) 所得税法上の取扱い	24
6 公営住宅への優先入居制度	24
7 個別労働紛争解決制度	24
IV 相談窓口のいろいろ	25
1 警察の相談窓口	25
2 警察以外の相談窓口	26
V 付録	30

第一部

I 被害後に起こるころや体の変化について

1 被害直後から1ヶ月位まで～ショックと混乱の時期～

この時期には、これから挙げるようなことを感じる事が多くみられます。
あなた自身、

“被害にあう以前の自分とは変わってしまった”

“自分ではどうにもコントロールできない”

などと感じることがあるかもしれません。

しかし、これはあなたがおかしいのではないのです。あなたの身に起きたことがあまりにも衝撃的で大きな体験だったからです。

あなたの反応は、このような体験に対する、人間のごく一般的で自然な反応なのです。

それでは、具体的にどのような反応が多く見られるのかをあげてみましょう。
(反応やその時期については、個人差があります)

① 気持ちがひどく動揺し、混乱している

- 事件のあと、しばらく体が震えてとまらなかった
- 自分では抑えられないような怒りや悲しみをを感じる
- 感情がしょっちゅう変わって落ち着かない

② 心や身体が麻痺してしまう

- 事件のとき、あるいはその前後の記憶がない
- 自分の体がなくなってしまったように感じる
- ぼうっとして感情がない、何も感じられない
- 寒さや暑さを感じない
- 事件が現実でない感じ、他人事のような感じがした



③ 事件に関することが頭の中によみがえってくる

- 考えたくないのに頭にうかがぶ
- あたかも事件現場に戻ったような状態を体験した
- 事件の夢をみる
- 事件を思い出させるような状況をできるだけ避けようとする

④ 神経が興奮して落ち着かない

- 夜寝付けない、何度も目を覚ます
- 漠然と不安で落ち着かない、集中力がない
- いつもびくびくして、物音などに敏感になった
- 夜が怖い
- 男性が近くにいるだけで怖い

2 被害後から数ヶ月～数年単位の時期（長期的）

被害によっては、長期的な反応をきたす場合も少なくありません。

長期的な反応として、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、うつ病、さまざまな恐怖症などを生じることがあります。

これらの症状は決して異常なものではありませんが、あなたを苦しめることとなります。

症状が重いときや、長く続いて苦しいときは、カウンセリングや心療内科などの専門的な治療が必要になることもあります。決して一人で悩まずに、専門機関に相談しましょう。

※相談機関については、25ページ～29ページをご覧ください。

※PTSD（心的外傷後ストレス障害）とは？

生命の危険をもたらすような強い衝撃を受けたことにより、

- 被害の体験がその時の恐怖を伴って思い出される
 - 感覚が鈍くなったり、いろいろなことを避けるようになる
 - 神経が敏感になった状態が続く
- などの症状が、1ヶ月以上にわたり続く状態のこと

3 身体の不調

心の不調以外にも、次のような身体の不調が見られることがあります。

- ① 頭痛や目まい
- ② 吐き気、嘔吐、食欲がない、下痢や便秘をする
- ③ 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- ④ お腹や身体その他の部分の痛み
- ⑤ 生理がない、月経周期の異常、月経痛

4 ものの見方が変わる

- ① 自分に対する考え方が変わる
 - 自分は恥ずかしい、あるいは汚い等と感じる
 - 事件について、自分を責めてしまう
 - 自分の判断に自信がなくなってしまう
 - 自分は他の人と違った存在のように感じる
- ② 他人や社会に対する考え方が変わる
 - 人は信じられないと感じる
 - 周囲の人は自分を理解してくれないと感じる
 - 他の人が楽しそうに過ごしていることに腹立たしさや怒りを感じる
- ③ 強い怒りの感情がわく
 - 加害者に対して強い怒りを感じ、報復したいと思う
 - 自分を守ってくれなかった社会に対して怒りを感じる
 - 自分に関わる人の無理解に怒りを感じる

5 回復に向けて

これらの症状からの回復は一足飛びではありません。

思うように回復しない自分を責めたり、心配する必要はありません。

次のような段階を追って回復しますので、焦らずに進んでいきましょう。

- ① 環境面、身体面、精神面の安全が確保されること
- ② 自分の身に起こった出来事を振り返り、過去のものとして位置づけることができること
- ③ 自分への信頼を取り戻すこと
- ④ 社会とのつながりを感じ、人生の希望や意欲を取り戻すこと

6 回復のために、今自分でできること

- ① 睡眠や食事を規則正しくとること
- ② 仕事や学校などで無理をしすぎない、疲れたら休みをとる
- ③ 適度な運動やエクササイズを行う
- ④ 自分が楽しめたり、リラックスできることは積極的に行う
- ⑤ つらい気持ちや心配を一人で抱えないで、信頼できる人や医師、カウンセラー、被害者支援センターの人などに相談してみる
- ⑥ 回復が思うように進まないこともあるが、人それぞれなので焦らない

II 被害にあわれた方のご家族、ご友人の方へ

あなたの大切な方が被害にあってしまい、本当に心配されていることと思います。

どうすればいいのか、どのように声をかければいいのか分からなくて、戸惑っていませんか。次のようなことを心がけながら、被害にあわれた方の気持ちの理解に努め、あなたができることを探してみてください。

- 被害にあわれた方をひとりぼっちにしないでください。
- 話を聞いた時に、嫌な顔をしたり、軽蔑したりしないでください。
- 本人の話を、「そんなはずがない」と否定したり、決めつけたりしないでください。
- 本人を責めないでください。
- 被害にあわれた方は傷つき、弱くなっています。しばらくの間は静かに見守りましょう。
- 説教や激励はこの時期つらいだけです。
- 心と身体の症状はだんだん回復してきます。長い目で見守ってあげてください。

Ⅲ Q&A

被害にあったらどうしたらいいかわからず、一人で悩んでいませんか。
誰かに相談したくても、なかなか聞けないこともありますよね。
そんな不安を少しでもなくすことができるよう、いろいろな質問にお答えします。

Q 1	事件のことを家族や周囲に知られたくないのですが。	あなたが成人の場合、あなたの境遇、事件の内容などにもよりますが、被害にあわれたことを、家族を含め必要以外の人に知られないように捜査を行うことができます。 ただし、あなたが未成年の場合は、これから捜査への協力をお願いすることなどを考えて、保護者の方にお話せざるを得ません。 しかし、届出するかどうかは別として、話だけでも聞いてもらいたいということであれば、ご家族にもお話ししませんからご安心ください。
Q 2	嫌な質問に対しても答えなければなりませんか。	事件に関して、あなたが聞かれたくないようなことを警察官が聞くこともあるかもしれませんが、でもそれは捜査上の必要があって聞くものですから、できるだけご協力をお願いします。 詳しいことが分かれば分かるほど、捜査がスムーズになり、犯人が早く捕まることにつながります。
Q 3	感染症や妊娠が心配なのですが。	希望する性別の警察官が付添いますので、すぐに産婦人科(男性の場合は泌尿器科等)を受診してください。性感染症の検査や治療、妊娠の予防対策(緊急避妊)ができます。また、これらにかかる費用を公費で負担させていただく制度もあります。 (詳しくは、13～14ページ、16ページをご覧ください。)
Q 4	警察に届け出たことが犯人に分かるのですか。	多くの場合、犯人を捕まえたり、取り調べをした時点で、犯人に分かります。しかし、それまではひそかに捜査を進めますし、犯人が捕まった後も警察はあなたの保護に全力を尽くします。万が一あなたが警察に訴えたことで犯人に脅されたりした場合は、それがまた新しい犯罪になりますのですぐに警察に連絡してください。
Q 5	警察署で話をする時に、友人や家族に付き添ってもらってもよいのですか。	警察にお越しになるときに、友人や家族の方に付き添ってもらうことは構いません。しかし、お話を聞く場合、その内容にデリケートな部分がありますので、通常ご本人のみからお話を聞くこととしています。 なお、事情聴取は、希望する性別の警察官が行うなど、できる限りの配慮をいたします。

<p>Q 6</p>	<p>警察に届け出た後、事件はどのように扱われていくのですか。</p>	<p>被害にあわれた方が、被害を警察に届け出た時から捜査は始まります。捜査が始まったら、事情聴取や実況見分への立ち会い、証拠品の提出等をお願いする場合があります。 (詳しくは、13～15ページの「被害にあわれた方へのお願い」をご覧ください。)</p>
<p>Q 7</p>	<p>犯人が分かたら会わないといけないのですか。</p>	<p>犯人が人違いということがあってはなりません。ですから、犯人と思われる人物が分かった時点で、本当に犯人なのかどうかを確かめてもらう場合があります。 しかし、その際はマジックミラーなどを通して、または写真などで確認して頂くことになりますので、犯人と直接対面することはありません。</p>
<p>Q 8</p>	<p>犯人が捕まったら新聞やテレビにでてしまうのですか。</p>	<p>犯人の情報（名前や年齢、職業等）は新聞等に掲載される場合があります。しかし、その場合は誰が被害にあったかは分からないよう配慮いたします。</p>
<p>Q 9</p>	<p>裁判になったとき、私のことを含め事件の内容は皆に知られてしまうのですか。</p>	<p>裁判は通常公開で行われますが、被害者の保護を図る為の各制度があります。 また、氏名や住所等、被害にあわれた方を特定させることとなる事項については、明らかにしてほしくない旨を裁判所に申し出て、裁判所が秘匿を決定すれば、それらの事項を明らかにせずに裁判を進めることができます。 (詳しくは、21ページをご覧ください。)</p>

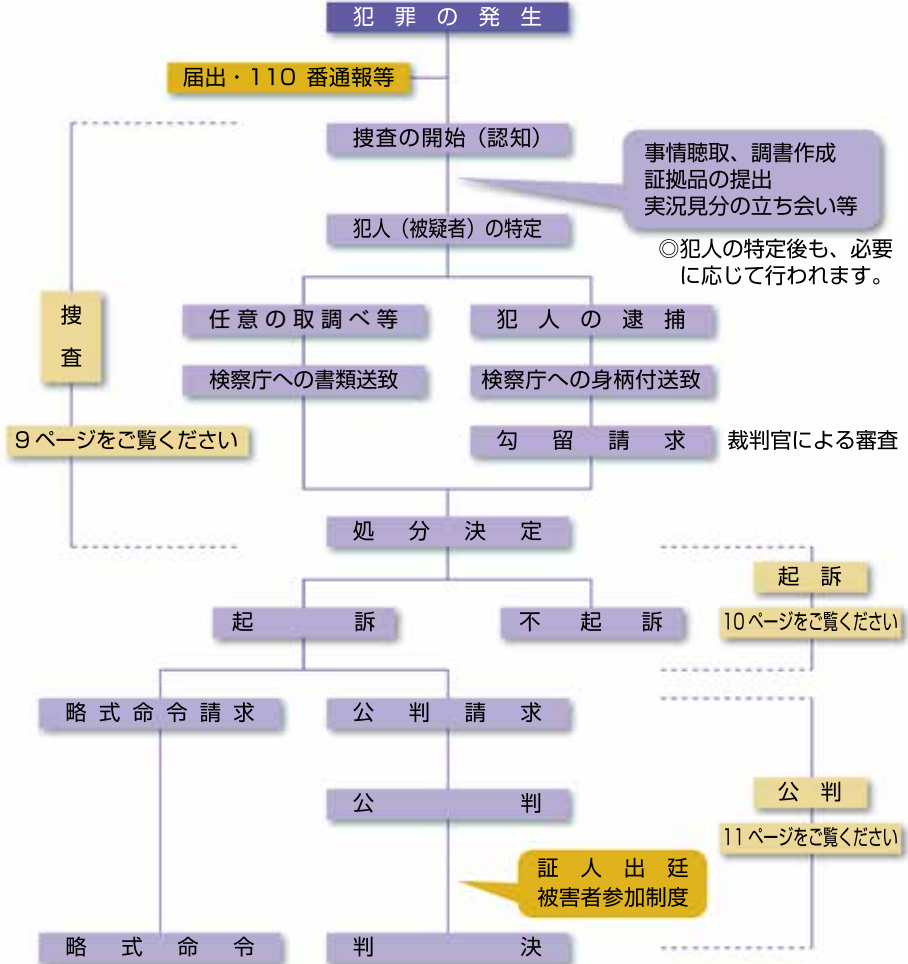


第二部

I 刑事手続のあらましと被害にあわれた方へのお願い

1 刑事手続のあらまし

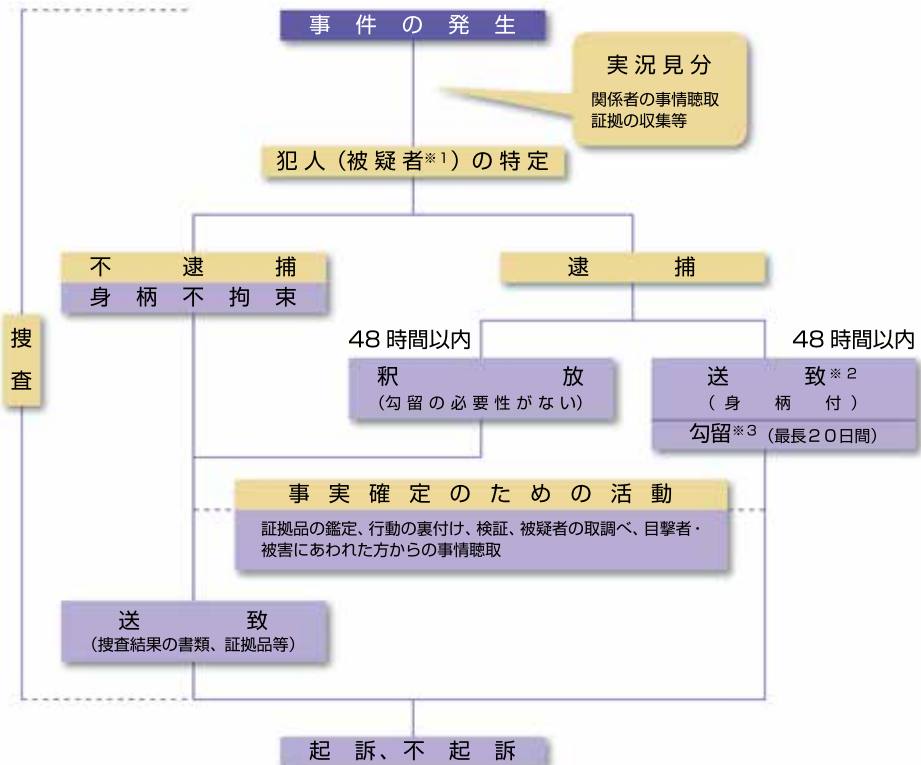
犯人を明らかにし、犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを刑事手続といい、大きく分けて「捜査」、「起訴」、「公判」の3つの段階があります。



※ 成人事件の場合
(少年事件の場合は異なります。)

(1) 「捜査」について

犯人を発見、確保し、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を「捜査」といいます。



被疑者 ※1

犯罪の嫌疑を受けて捜査の対象となっているが、いまだ公訴の提起を受けていない者をいいます。

送致 ※2

警察は必要な場合には被疑者を逮捕し、逮捕してから48時間以内に、その身柄を検察官に送ることをいいます。

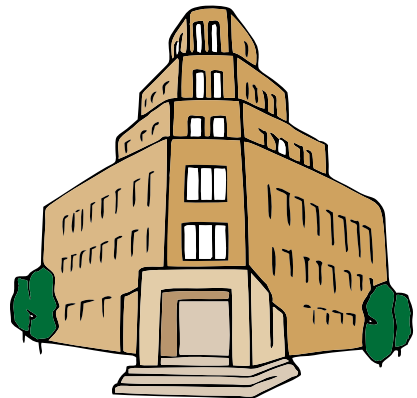
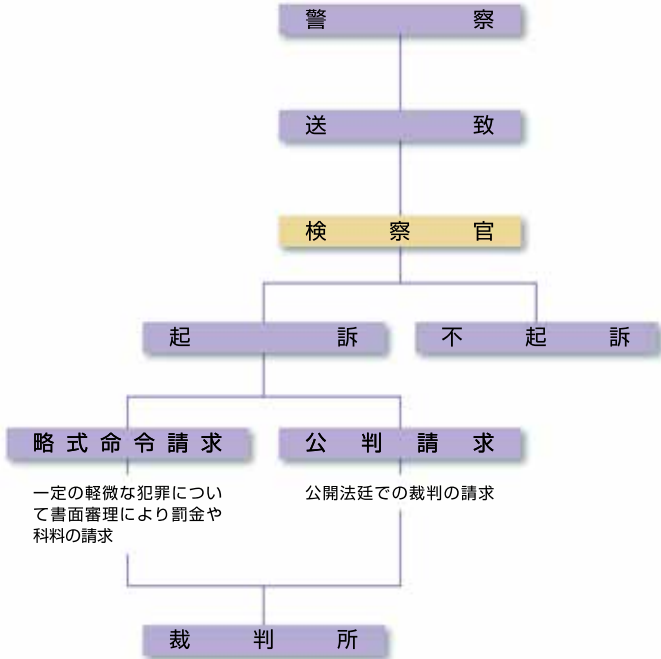
なお、被疑者が逃走するおそれがない場合などには、被疑者を逮捕しないまま取り調べ、証拠を揃えた後、捜査結果を検察官に送ることとなります。

勾留 ※3

検察官が、裁判官に対して身柄拘束(勾留)の請求を行い、裁判官が認めると、被疑者は原則10日間勾留されることになり、さらに10日以内の日数勾留が延長されることがあります。被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査活動を行います。

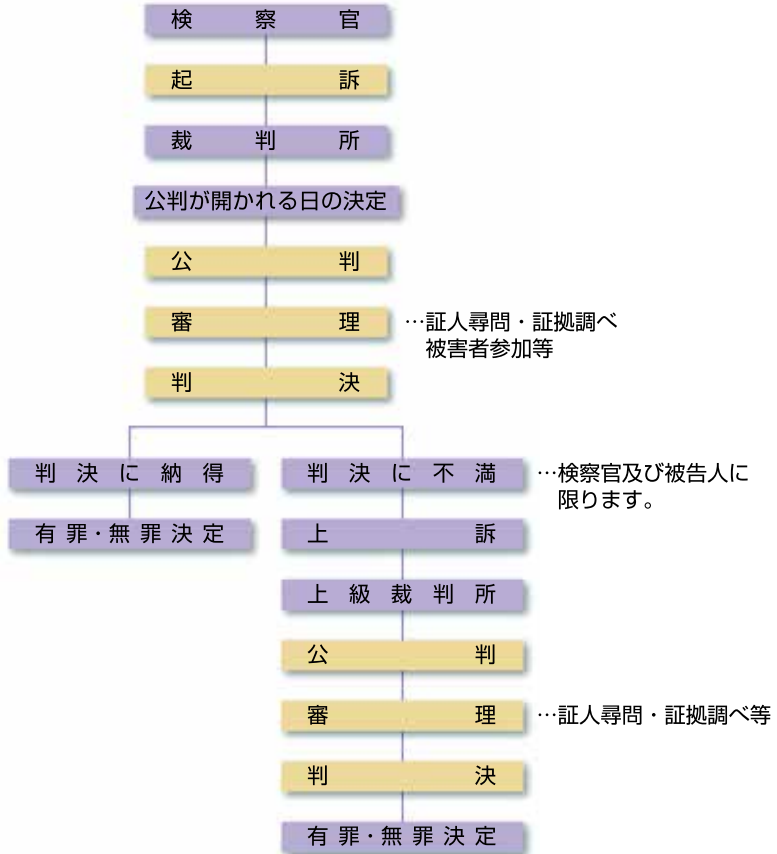
(2) 「起訴」について

送致を受けた検察官は、勾留期間内に警察から送致された書類や証拠を詳しく調べ、検察官自身で被疑者を取調べ、被害にあわれた方、目撃者から事情を聴く等の必要な捜査を行い、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、裁判にかけない場合を「不起訴」といいます。



(3) 「公判」について

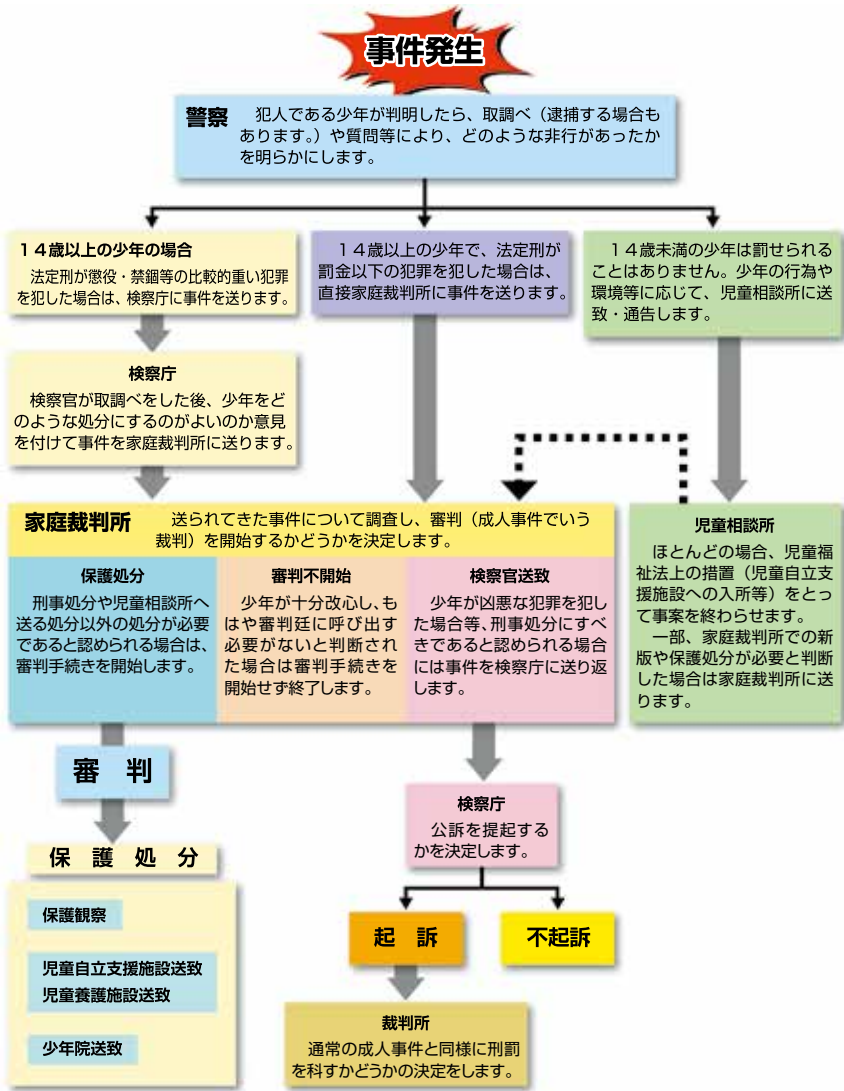
被疑者が起訴され、公判が開かれる日が決められた後、審理が行われ、判決が下されます（起訴された被疑者を「被告人」といいます。）。



- ※ 公判の傍聴を希望されるときは、事件を担当する裁判所にお問い合わせください。
- ※ 裁判所は、傍聴の申出があるときは、被害にあわれた方が公判手続を傍聴できるよう配慮します。
- ※ 殺人、傷害、不同意性交等、不同意わいせつ、過失運転致死傷等の一定の刑事事件の被害にあわれた方は、裁判所の許可を得て、被害者参加人として刑事裁判に参加することができます。

2 少年犯罪によって被害にあわれた方

少年事件手続の流れ



3 被害にあわれた方へのお願い

被害にあわれた方には、刑事手続上、様々なお願いすることになりますが、そのことでご負担をおかけすることもあります。

事件のことを思い出され、つらいと思われるかもしれませんが、犯人を捕まえ、処罰するため、重要なことばかりです。

あなたのため、そして同じような被害にあう人をなくすためにも、是非捜査にご協力をいただきたいと思います。

具体的には次のようなことがあります。

(1) 「事情聴取」についてのお願い

担当の捜査員が、犯行の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きます。思い出したくない、言いたくないこともあるかと思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするため、必要があってお尋ねするものです。

詳しいことが分かれば分かるほど、捜査もスムーズになり、犯人の早期検挙につながりますので、ご協力をお願いします。また、お聞きした内容は供述調書として作成することもあります。

- ※ 秘密は厳守します。
- ※ 警察では、被害にあわれた方から担当捜査員の性別の希望を伺います。ご要望は遠慮なくお話しください。
- ※ 警察官による事情聴取のほか、検察官からも同じようなことを聞かれることもあります。どうして同じことを繰り返して聴かれるのだらうと思われるかもしれませんが、これは検察官が相手方を起訴するか、不起訴にするかの判断をするために重要なものからご理解ください。

(2) 「病院での受診」のお願い

被害の際に怪我をされた場合は、すぐに病院に行き受診をしてください。また、精神的なショックから、怪我をしていても気がつかない場合もありますので、今一度お体に異常がないかご確認ください。また、被害の内容によっては、産婦人科医による性感染症の検査や治療、妊娠の予防対策（緊急避妊）が可能です。

病院へは、警察官が付添いさせていただきますし、診察料や性感染症の検査投薬費用、緊急避妊等の検査費等を公費で負担させていただく制度もあります。

(公費負担については、16 ページをご覧ください)

- ※ 性感染症とは、性行為により感染する病気のことを言います。感染しても症状を感じない場合もありますが、放置すると悪化してしまう可能性もありますので、病院で検査を受けることをおすすめします。

- ※ 緊急避妊とは、性交後、早期に産婦人科で処方する薬を服用することによって妊娠を避ける方法です。この緊急避妊薬を飲むと絶対に妊娠しない訳ではありませんが、かなりの避妊効果があります。
- ※ 事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療が行えるよう、産婦人科医とのネットワークを構築し、連携強化に努めています。
- ※ 怪我をしている部位などを、証拠として写真撮影させていただくことがあります。露出したくない部位の撮影については、希望する性別の警察官や職員が対応します。
- ※ 県内の各健康福祉センターではエイズの検査を無料匿名で行っています。検査ご希望の方は、潜伏期間を考慮し、被害から3ヶ月以降に受けて下さい。予約が必要な場合もありますので、詳しくは各健康福祉センターにお問い合わせください。

お問い合わせ先は、29ページをご覧ください。

(3) 「証拠採取」、「証拠品提出」についてのお願い

被害を受けた場合、その証拠となるものが、被害者にあわれた方の身体や衣類に残されていることが多く、その痕跡が失われないように、医師又は警察官が身体から犯人につながる証拠（毛髪、体液等）を採取させていただくことがあります。また、被害当時に着ていた服、持っていた物等を証拠品として提出していただくこともあります。

これらは、犯罪を立証するため必要となりますので、ご協力をお願いします。

○ 提出していただいた証拠品の取扱いは、次のようになります。

か ん ぶ 還 付	捜査上も公判上も保管する必要がなくなれば、公判が終わらない段階でもお返しします。
か り か ん ぶ 仮 還 付	提出していただいた証拠品をまだ保管する必要があっても、所有者の方が返してもらいたい場合は、請求していただければ、仮にお返しすることができますときもあります。
し ょ う け ん ほう せ 所有権放棄	所有者の方が返してもらわないと思われる物は、所有権放棄の手続きをしていただければ、保管する必要がなくなった後に、処分いたします。

※ 証拠品の取扱いについては、警察で行う場合と、検察庁で行う場合があります。

(4) 「実況見分（検証）の立会い」についてのお願い

被害にあわれた方には、警察官が犯罪の現場や被害の状況について確認する際に、立会いをしていただくことがあります。（現場等の状況を確認することを「実況見分」といい、特に裁判所の令状に基づいて行う確認を「検証」といいます。）

写真撮影や計測等を行うため、ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に欠くことができない場合に行うものですので、ご協力をお願いします。

- ※ 被害にあった時の状況を再現する実況見分については、少しでも精神的な負担を軽減するために、ダミー人形を用いて行うこともあります。

(5) 「裁判での証言」についてのお願い

被害にあわれた方には、犯罪の立証のため、公判で証言していただくことがあります。
(これを「証人尋問」と言います。)

証人尋問の際は、精神的な負担を軽減するために、

- 証人への付添い

証人の家族や民間被害者支援団体の相談員などが、証人のそばに付き添うことができます。

- 被告人や傍聴人との間の遮へい措置

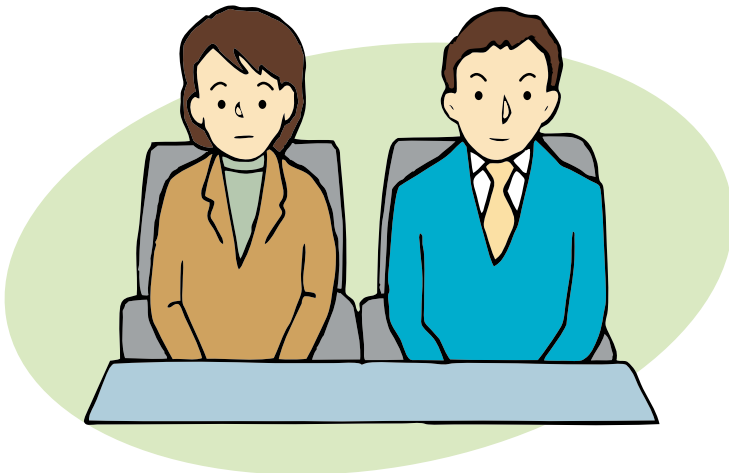
証人と被告人や傍聴人との間につい立などを置き、相手の視線を気にしないで証言できるようにします。

- ビデオリンク方式

大きな精神的な負担を受けるような場合、負担を軽くするため、証人に別室で在席していただき、法廷と別室とをケーブルで結び、モニターを通じて尋問を行う方法です。
が認められるときがあります。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

お問い合わせ先は、30ページをご覧ください。



II 警察の行っている被害者支援

1 被害にあわれた方の負担の軽減について

警察では、事件の立証等に必要な経費を支給し、被害にあわれた方の費用負担を軽減しています。

○ **医療費**

診察料、検査費、薬代、緊急避妊等に要する経費、診断書料 等

○ **カウンセリング等費用**

診察料、カウンセリング料、心理療法料、薬代 等

- ※ 住居移転に要する費用や刑事手続に関する弁護士相談費用も対象となる場合があります。詳しくは事件を担当する警察署又は警察本部にお問い合わせください。
- ※ 対象事件の被害にあわれた方でも、犯罪被害の原因が被害者にもあるようなとき等には、公費の支出ができないことがあります。

2 被害者連絡制度について

警察では、被害にあわれた方に対して、次の事項について連絡する被害者連絡制度を運用しています。

(1) 刑事手続及び被害者のための制度

被害にあわれた方から事情聴取を行った捜査員が、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について連絡します。

(2) 捜査状況

被疑者の検挙に至っていないときには、捜査に支障のない範囲内で、捜査状況について連絡します。

(3) 被疑者の検挙状況

被疑者を検挙したときには、捜査に支障のない範囲内で、被疑者を検挙したこと、被疑者の人定（被疑者の氏名、年齢など）等について連絡します。

(4) 逮捕被疑者の処分状況

逮捕後、勾留が行われた事件については、事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、公訴を提起した裁判所等について連絡します。

- ※ 「事件のことを思い出したくないので連絡しないでほしい。」という方は、そのことを捜査員にお知らせください。
- ※ 被疑者が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。

3 地域警察官による訪問・連絡活動について

警察では、被害にあわれた方の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害にあわれた方の要望により、地域警察官による訪問・連絡活動を実施しています。

この訪問連絡活動では、

- 被害の回復、拡大防止等に関する情報の提供
- 防犯上の指導連絡
- 警察に対する要望等の聴取
- 相談への対応

などを行っています。

詳しくは、被害者連絡を担当する捜査員、警察署又は警察本部にお問い合わせください。

4 被害にあわれた方の安全の確保について

(1) 再被害防止

警察では、被害にあわれた方が、再び、加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがあるときに、「再被害防止対象者」として、重点的な防犯指導や必要に応じた所要の警戒を行い、再被害防止対象者からの要望があったときや再被害防止に必要なときには加害者の釈放等に関する情報等を提供して安全の確保に努めています。

(2) 暴力団等からの保護

加害者が暴力団員、暴力団関係者等で、これら暴力団等からの仕返しを受けるおそれがあるときには、被害にあわれた方を「保護対象者」として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置をして、被害の未然防止を徹底しています。

もし、加害者や暴力団等から、生命・身体に危害を加えられるような脅しを受けたときには、すぐに警察へ通報してください。

(3) DV(配偶者からの暴力)、児童虐待等の被害者の保護

警察では、DV事案や、児童虐待事案等の被害にあわれた方が、加害者から離れて保護される必要があるときには、安全の確保について県、市町の福祉相談窓口と連携して対応しています。

詳しくは、担当の捜査員や県、市町の福祉相談窓口にお問い合わせください。

5 カウンセリング制度

被害にあわれた方の中には、強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、気持ちをうまくコントロールできなくなったりする症状に悩まされる方もいます。

警察では、被害にあわれた方の精神的被害回復を支援するために、カウンセリングの専門員を配置し、精神科医や民間のカウンセラーと連携するなど、被害にあわれた方のためのカウンセリング体制を整備しております。

詳しくは、最寄りの警察署又は警察本部にお問い合わせください。

- ※ 日常生活に支障を感じた時は、医療機関もしくは福井県精神保健福祉センター、県の各健康福祉センターへご相談ください。
- ※ 犯罪の被害により児童生徒が心のケアを必要としているときには、学校でも相談できます。

6 犯罪被害給付制度について

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為（殺人や傷害等）により、お亡くなりになった被害者の遺族の方や障害が残ることとなった被害にあわれた方、重い傷害を受け又は疾病にかかり、長期の入院治療を余儀なくされた被害にあわれた方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度です。

○ 給付金の種類

- ・遺族給付金……被害者が死亡したとき
- ・障害給付金……被害にあわれた方に障害（障害等級第1級～14級）が残ったとき
- ・重傷病給付金……被害にあわれた方が重い傷害を受け又は疾病にかかったとき
 - ※ 重傷病とは、1か月以上の療養を要し、かつ3日以上以上の入院を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患を負った場合は、1か月以上の療養を要し、かつ3日以上労務に服することができない程度であったこと。）をいいます。

○ 支給を受けられる人

- ・遺族給付金……亡くなられた方の第一順位の遺族
 - ※ 支給を受けられる遺族の範囲と順位
 - ① 被害者の配偶者
 - ② 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - ③ ②に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ・障害給付金……障害が残った被害者本人
- ・重傷病給付金……重傷病を負った被害者本人

○ 申請の期間

申請は、犯罪被害を知った日から2年以内又は犯罪被害が発生した日から7年以内に行ななければなりません。

やむを得ない理由があった場合、期間内に申請ができなかったときは、その理由がやんだ日から6ヶ月以内に申請できる特例措置があります。

○ 申請の手続

支給を受けようとする方の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対し、申請を行うことになっています。福井県の場合は、福井県警察本部県民サポート課又は最寄りの警察署で申請を受付けています。

- ※ 次のような場合には、給付金の全部又は一部が支給されない場合があります。
 - ・親族間の犯罪
 - ・労災保険等の公的給付や損害賠償を受けたとき
 - ・犯罪被害の原因が被害者にもあるようなとき

お問い合わせ先は、25ページをご覧ください。

7 福井県犯罪被害者等生活支援金について

福井県犯罪被害者等支援条例に基づき、殺人などの故意の犯罪行為により亡くなられた方のご遺族、又は重傷病を負われた方(以下「犯罪被害者等」という。)に対し、県から給付されるものです。

○ 給付金の種類と金額

- ・遺族生活支援金(60万円)……被害者が死亡したとき
- ・重傷病生活支援金(20万円)……犯罪行為により、重傷病を負ったとき

○ 給付金を受けられる方

次の条件に当てはまり、かつ、前年（前年が未確定の場合は前々年）の合計所得金額が300万円未満の方

- ・遺族生活支援金……亡くなられた方の第一順位の遺族であって、犯罪被害を受けた日において福井県内に住所を有する方
- ・重傷病生活支援金……重傷病を負った被害者本人であって、犯罪被害を受けた日において福井県内に住所を有する方

○ 給付の申請期限

犯罪被害の発生を知った日から2年又は犯罪被害を受けた日から7年を経過したときは、申請をすることができません。

○ 申請の手続き

警察本部県民サポート課被害者支援室(電話 0776-22-2880)において、申請受理の手続き、給付を行います。

※ 親族間の犯罪や、犯罪被害の原因が被害者にあるようなときは、生活支援金が給付されない場合があります。



Ⅲ 他の援助、救済制度について

犯罪の被害にあわれた方に対する援助、救済は、警察が行っているものだけでなく、他の官庁・団体が担当しているものもあります。

主なものについては、次のとおりですので参考にしてください。

なお、詳しいことについては、直接、担当の官庁等にお問い合わせください。

1 検察庁の被害者支援

(1) 被害者支援員制度

被害にあわれた方の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害にあわれた方からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害にあわれた方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。

(2) 被害者等通知制度

検察庁では、被害にあわれた方等に対し、その方々の希望に応じ、できる限り事件の処分結果、刑事裁判の結果等について通知する制度があります。

通知を受けることができる事項は、

ア 事件の処分結果（公判請求、**略式命令請求**、不起訴、家庭裁判所送致等）

イ 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日

ウ 裁判の結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）

エ 犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要等アからウに準じる事項

オ 刑の執行終了予定時期（刑の執行終了の予定年月日）

カ 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項（収容されている刑事施設の名称・所在地・懲役刑の作業名・改善指導事項等）

キ 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項（釈放された刑事施設の名称・所在地、懲役刑の作業名・改善指導事項等）

ク 仮釈放審理に関する事項（仮釈放審理の開始年月日、仮釈放審理の結果等）

ケ 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日）

等です。

詳しくは、事件を担当する検察官や裁判所にお問い合わせください。

お問い合わせ先は、30ページをご覧ください。

2 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知

心神喪失等の状態で一定の重大な他害行為（殺人、放火等）を行った者が、心神喪失等であると認められて不起訴処分あるいは無罪となった場合等には、明らかに必要がない場合を除き、検察官は医療の要否及び内容を決定する審判を求めて、裁判所に申立てをすることになります。

裁判所は、この申立てを受けて審判を行い、その者を入院させるのか、それとも通院させるのかなどの決定をします。

被害にあわれた方は、申し出をすることによって、審判を傍聴することができ、また、審判の結果等について裁判所からの通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する検察官や裁判所にお問い合わせください。

お問い合わせ先は、30ページをご覧ください。

3 検察審査会への審査申立て

検察官は、事件の捜査を行った上で被疑者を処罰する必要があると判断したときに起訴をしますが、いろいろな事情から起訴をしない処分（不起訴処分）をするときがあります。

検察審査会は、検察官がした不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されております。

検察審査会は、被害にあわれた方や犯罪を告訴・告発した方から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったときに審査を始めます。また、被害にあわれた方からの申立てがなくても、新聞記事等をきっかけに自ら審査を始めることもあります。

検察審査会への審査の申立てや相談については、一切費用がかかりません。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先は、30ページをご覧ください。

4 裁判で利用できる制度

検察官が事件を裁判所に公判請求（起訴）した後は、裁判所で公判が行われます。

検察官は、公判で犯罪を証明する証拠を提出し、証人尋問を行ったりして適正な刑罰の適用を求めます。

○ 被害にあわれた方等に関する情報の保護

刑事裁判の手続きにおいて、性犯罪などの被害にあわれた方の氏名等について、公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするよう、裁判所に申し出ることができます。この決定があったときは、起訴状の朗読などの訴訟手続きは、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

○ **証人尋問**

犯罪を証明するため、被害にあわれた方には、被害にあった状況や被告人に対する気持ちを裁判所で証言していただくことがあります。

裁判所で証言していただく場合、証人の精神的な負担を軽くするための措置として

- ① 証人への付添い…… 証人の家族や心理カウンセラーなどが、証人のそばに付き添うことができます。
- ② 証人の遮へい…… 証人と被告人や傍聴人との間につい立などを置き、相手の視線を気にしないで証言できるようにします。
- ③ ビデオリンク方式… 大きな精神的な負担を受けるような場合、負担を軽くするため、証人に別室で在席していただき、法廷と別室とをケーブルで結び、モニターを通じて尋問を行う方法です。

○ **傍聴**

被害にあわれた方やご遺族等の方は、優先的に裁判を傍聴できるよう配慮されることとなっています。

○ **冒頭陳述の内容を記載した書面の交付**

検察庁で、冒頭陳述実施後に、その内容を記載した書面を受け取ることができます。同書面の交付を希望される方は、担当の検察官・検察事務官・検察庁被害者支援員にご相談ください。

○ **公判記録の閲覧・コピー**

公判中の記録を被害にあわれた方やご遺族等の方々が閲覧・コピーできる制度があります。第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧・コピーができます。ご希望がある場合は、裁判所に申し出てください。また、いわゆる同種余罪の被害者にあわれた方やそのご遺族等の方々についても、損害賠償請求の必要があって、相当と認められるときは、公判中の記録を閲覧・コピーすることが認められています。

○ **被害にあわれた方の意見陳述制度**

被害にあわれた方やご遺族等の方々が、被害についての今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べてもらう制度です。

意見陳述の希望がある場合には、あらかじめ担当する検察官に申し出てください。

○ **被害者参加制度**

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、不同意性交等、不同意わいせつ、過失運転致死傷等の事件の被害者等の方は、裁判所の許可を得た上で、「被害者参加人」として、刑事裁判に参加することができます。具体的には、

- ・ 公判期日に、法廷で検察官席の隣等に着席し、裁判に出席すること
 - ・ 証拠調べの請求や論告・求刑等の検察官の訴訟活動に関して、意見を述べたり、説明を求めること
 - ・ 証人を尋問すること（必要性が認められる場合に限る）
 - ・ 被告人に質問すること（同上）
 - ・ 事実や法律の適用について、法廷で意見を述べること
- です。被害者参加人は、被害者参加に際して弁護士に委託して援助を受けることもできます。

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に対し、出廷時の交通費や日当等を国が支給する制度があります（傍聴席で傍聴される場合を除く。）。

○ 被害者参加人のための国選弁護士制度

被害者参加人の資力（現金、預金等の合計額）から犯罪行為を原因として、弁護士の選定請求の日から6ヶ月以内に支出することが見込まれる治療費等を差し引いた額が200万円未満である場合、裁判所に対し、法テラスを経由して被害者参加弁護士の選定を求むることができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

○ 刑事和解

損害賠償請求は、通常、刑事手続きとは別に民事手続きとして被害者等の方が申立てを行う必要があります。

しかし裁判外で、損害賠償請求について和解（示談）が成立した場合には、事件を審理している刑事の裁判所に申し立てると、裁判所においてその合意内容を公判調書に記載してもらうことができます。

この公判調書には、民事裁判で裁判上の和解ができたのと同じ効力が与えられます。

こうすることで、被告人が和解（示談）した約束を守らずにお金を支払わない場合には、被害者等の方は、民事裁判を起さなくても、この公判調書を利用して強制執行の手続きをとることができます。

なお、一定の重大犯罪については、後記の損害賠償命令制度を利用し、被告人に対する損害賠償を申し立てることができます。

○ 損害賠償命令制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた事件等の被害者等の方は、刑事事件を担当している裁判所に対し、起訴後、刑事裁判の弁論が終わるまでの間に、被告人に対する損害賠償命令を申し立てることができます（手数料2,000円）。

申立てを受けた刑事裁判所は、刑事事件について有罪の判決があった後、刑事裁判の訴訟記録を証拠として取り調べ、原則として4回以内で審理を終わらせて損害賠償命令の申立てについて決定します。

なお、4回以内で終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての決定に対して、当事者のいずれかから異議の申立てがあった場合は、通常の民事訴訟手続きに移行します。

お問い合わせ先は、27ページをご覧ください。

また、少年犯罪により被害にあわれた方には原則として、

- 審判の開始の決定があった後、裁判所にある少年事件記録の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情や意見を述べるができます。
- 殺人・傷害等の故意の犯罪や自動車運転過失致死傷などによって被害にあわれた方は、少年審判の傍聴が認められる場合があります。
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

お問い合わせ先は、家庭裁判所30ページをご覧ください。

5 福祉、所得税法上の取扱い

(1) 福祉制度

市町	児童扶養手当	母子・父子家庭又は父・母が重度の障がいの家庭となった方
健康福祉センター	母子・父子福祉資金	母子・父子家庭又は寡婦家庭となった方
	生活保護制度	貯え、資産、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている方

詳しくは、県、市町の福祉相談窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先は、29ページをご覧ください。

(2) 所得税法上の取扱いについて

医療費を支払ったり、身体に障がいを負ったりした方、あるいは配偶者と死別した方などには、「所得控除（医療費控除、障害者控除、寡婦（夫）控除）」が認められる場合があります。（担当官庁：税務署）。

※ 詳しくは、税務署にお問い合わせください。

お問い合わせ先は、30ページをご覧ください。

6 公営住宅への優先入居制度

犯罪被害にあったことによって、収入がなくなったり、少なくなったりしたため、生活に困っている人や、現在住んでいる住宅又はその付近において犯罪等が行われたためにその住宅に住み続けることが難しくなった人は、公営住宅への入居について優先されることがあります。

詳しくは、県もしくは市町の住宅担当課にお問い合わせください。

7 個別労働紛争解決制度

都道府県労働局において、個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する事項のトラブルの未然防止、労使による自主的な解決を促進することを目的として、

- 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
- 都道府県労働局長による助言・指導
- 紛争調整委員会によるあっせん

をしています。

詳しくは、総合労働相談コーナーにお問い合わせください。

お問い合わせ先は、28ページをご覧ください。

IV 相談窓口のいろいろ

1 警察の相談窓口

被害にあわれた方からの相談に対し、警察における専門相談窓口を次のとおり紹介しますので参考にしてください。

相談種別	部署名等	電話番号
犯罪被害給付制度の 問い合わせ先	福井県警察本部県民サポート課 被害者支援室	0776-22-2880
各種の相談受付電話	警察安全相談ダイヤル	# 9110 0776-26-9110
犯罪の被害にあわれた少年に 関する相談電話	ヤングテレホン	0120-783-214 0776-24-4970
性犯罪等の被害に関する相談	性犯罪被害相談電話	#8103 0120-292-170
暴力団犯罪等に関する相談	暴排110番	0776-21-4110

※ 上記のほかにも、各警察署の担当係でも相談を受け付けています。

※ 各都道府県警察の相談窓口を知りたい方は、
警察庁犯罪被害者支援室ホームページ




<https://www.npa.go.jp/higaisya/ichiran/index.html>

をご参照ください。




2 警察以外の相談窓口

● 犯罪被害、カウンセリング等の相談窓口

相談種別	名称・二次元コード	電話番号	開設時間等
犯罪被害に関する相談 病院、警察、裁判所等への付添い、 カウンセリングなど	公益社団法人福井被害者支援センター 	なやみ はやくに 0120-783-892	電話相談 月～土（祝日・年末年始を除く） 10:00～16:00 面接相談（臨床心理士による無料カウンセリング） 予約制
医師による診察、 カウンセリング 被害者への情報提供など	性暴力救済センター・ ふくい「ひなぎく」 （福井県済生会病院内） 	#8891 0120-8891-77	電話相談 24時間365日 面接相談 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:00～17:00
犯罪被害の相談、 事件に対する問い合わせ	福井地方検察庁 被害者ホットライン 	電話、FAX 0776-28-8744	電話相談 月～金（夜間・土・日・祝日は留守番電話をご利用ください） 9:00～17:00 FAX 24時間365日

● 福井県の窓口

相談種別	名称・二次元コード	電話番号	開設時間等
犯罪被害に関する各種相談に対し、 関係機関の情報提供、橋渡しを行う など総合的に対応	福井県犯罪被害者等総合相談窓口（福井県庁県民安全課内） 	おなやみせロ 0776-20-0730 ※面接相談の事前予約もこの番号へ	電話相談、面接相談（要予約） 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15 メール相談 higaisoudan@pref.fukui.lg.jp


● 福井県犯罪被害者等支援連絡協議会

相談種別	名称・二次元コード	電話番号	開設時間等
犯罪被害者や遺族の方の多様なニーズに対応。警察のほか、県の機関、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会等により構成しており、必要な場合には関係機関を紹介	福井県犯罪被害者等支援連絡協議会	警察本部 0776-22-2880 福井県庁県民安全課 0776-20-0730	電話相談 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15

● 法律支援に関する相談

相談種別	名称・二次元コード	電話番号	開設時間等
法律に関する相談 損害賠償請求等についての助言	福井弁護士会 	0776-23-5255	法律相談の予約 月～金（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00 （12:00～13:00を除く）
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介 被害者参加制度の国選弁護士選定請求の受付 民事法律扶助等に関する相談	日本司法支援センター（法テラス） 犯罪被害者支援ダイヤル 	なくことないよ 0120-079714	電話相談 月～土（祝日・年末年始を除く） 月～金9:00～21:00 土 9:00～17:00

● 暴力団犯罪に関する相談

相談種別	名称・二次元コード	電話番号	開設時間等
暴力団犯罪に関する相談 ※民事訴訟費用の無利子貸付 ※見舞金の支給 ※専門的な知識を有する相談員による相談	公益財団法人福井県暴力追放センター 	ツイホー ヤクザ 0120-214-893	電話相談 月～金（祝日・年末年始を除く） 9:00～16:00 弁護士による法律相談（無料） 毎週金曜日（祝日・年末年始を除く） 午後（予約制）


●奨学金に関する相談

相談種別	名称・二次元コード	電話番号	開設時間等
人の生命又は身体を害する犯罪行為により死亡又は重障害を受けた方の子弟（3歳以上）への奨学金の給与及び犯罪被害者等への支援金の給付	公益財団法人犯罪被害 救援基金 	03-5226-1020	月～金（祝日・年末年始を除く） 9:30～18:00
保護者又は本人が、交通事故や殺人などの犯罪に遭遇し、学資の支弁が困難になった家庭のお子様（高校生以上）への奨学金の給付	公益財団法人日本財団 まごころ奨学金 	03-6229-5111	月～金（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00

●人権・労働問題に関する窓口

相談種別	名称・二次元コード	電話番号	開設時間等
差別、いじめ、いやがらせ等人権に関する相談	福井地方法務局 みんなの人権110番 	<small>ゼロゼロみんなのひやくとがふん</small> 0570-003-110	電話・面接相談 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
個別労働関係紛争をはじめとした労働問題に関する相談	福井労働局 総合労働相談コーナー 	0776-22-3363	電話・面接相談 月～金（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00 （12:00～13:00を除く）
	福井総合労働相談コーナー （福井労働基準監督署内）	0776-91-1686	電話・面接相談 月～金（祝日・年末年始を除く） 9:45～17:00 （12:00～13:00を除く）
	武生総合労働相談コーナー （武生労働基準監督署内）	0778-23-1440	
	敦賀総合労働相談コーナー （敦賀労働基準監督署内）	0770-22-0745	
大野総合労働相談コーナー （大野労働基準監督署内）	0779-66-3838		

● 福祉に関する相談

相談種別	名称・二次元コード	電話番号	開設時間等
生活保護のほか高齢者、身体障がい者、知的障がい者、児童、女性、母子家庭などあらゆる福祉に関する問題に総合的に対応	福井県健康福祉センター 		電話・面接相談 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
	福井健康福祉センター	0776-36-2857	
	坂井健康福祉センター	0776-73-0609	
	奥越健康福祉センター	0779-66-2076	
	丹南健康福祉センター （鯖江市・越前町）	0778-51-0034	
	丹南健康福祉センター （越前市・池田町・南越前町）	0778-22-4135	
	二州健康福祉センター	0770-22-3747	
	若狭健康福祉センター	0770-52-1300	

● 各市町犯罪被害者支援相談窓口

福井市	危機管理課	0776-20-5234	永平寺町	防災安全課	0776-61-3951
敦賀市	生活安全課	0770-22-8115	池田町	総務財政課	0778-44-8003
小浜市	生活安全課	0770-64-6007	南越前町	総務課 防災安全室	0778-47-8016
大野市	防災防犯課	0779-64-4800	越前町	防災安全課	0778-34-8721
勝山市	総務課	0779-88-1116	美浜町	総務課	0770-32-6700
鯖江市	ダイバーシティ推進・相談課	0778-53-2204	高浜町	防災安全課	0770-72-7701
あわら市	総務課	0776-73-8040	おおい町	防災安全課	0770-77-4054
越前市	市民協働課 ダイバーシティ推進室	0778-22-3293	若狭町	環境安全課	0770-45-9126
坂井市	危機管理対策課	0776-50-3525			

V 付録

● 検察庁

福井地方検察庁 被害者支援室	0776-28-8744
福井地方検察庁 武生支部	0778-22-0945

福井地方検察庁 敦賀支部	0770-22-0062
-----------------	--------------

● 裁判所

福井地方裁判所 福井家庭裁判所 福井簡易裁判所	0776-22-5000
福井地方裁判所武生支部 福井家庭裁判所武生支部 武生簡易裁判所	0778-23-0050
福井地方裁判所敦賀支部 福井家庭裁判所敦賀支部 敦賀簡易裁判所	0770-22-0812

大野簡易裁判所	0779-66-2120
福井家庭裁判所小浜出張所 小浜簡易裁判所	0770-52-0003
福井検察審査会	0776-91-5099

● 税務署

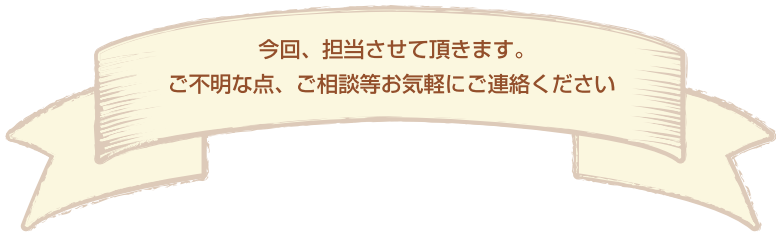
福井税務署	0776-23-2690
三国税務署	0776-81-3211
大野税務署	0779-66-2180

武生税務署	0778-22-0890
敦賀税務署	0770-22-1010
小浜税務署	0770-52-1008

● 公共職業安定所

ハローワーク福井	0776-52-8150
ハローワーク武生	0778-22-4078
ハローワーク大野	0779-66-2408

ハローワーク三国	0776-81-3262
ハローワーク敦賀	0770-22-4220
ハローワーク小浜	0770-52-1260



担当者の名刺を
入れてください。



memo

.....

.....

.....

.....

.....



令和 5 年 7 月改訂